

平成30年9月

お客様各位

川口信用金庫

キャッシュカードの現金出金限度額の引下げについて

いつも川口信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様には既にご承知のことと存じますが、「**カード詐取被害**」※が急増しております。当金庫ではこのような被害を防止するための緊急対応として、以下のとおり**キャッシュカード機能の一部利用制限**を実施させていただきます。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

「カード詐取被害」緊急対応の内容

(1) 対象となるお客様

70歳以上のお客様で、かつ**過去1年**の間キャッシュカードによる

「ご出金」のご**利用がない**お客様

(2) 一部利用制限

キャッシュカードによる、1日あたりの**現金出金限度額を10万円**とさせていただきます。

(3) 対応開始日

平成30年11月26日（月）

【対象のお客様が現金出金限度額の変更を希望される場合】

平日の営業時間内（午前9時～午後3時）に当金庫取引店窓口へ、キャッシュカードとお取引印鑑、本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえ、お申し出ください。

※「カード詐取被害」

警察官や金融機関等の職員を装った者がお客様の自宅を訪問し、「カードが不正利用されている」「口座が犯罪に利用されている」等言葉巧みにキャッシュカードを預かり暗証番号を聞き出して、ATMから現金を引出していく犯罪行為による被害。

以上